

# 日本後手保謹手引き

## プラットフォーマー (巨大IT企業)での 働き方をめぐる世界の動向

**米国** カリフォルニア州で、プラットフォーマーで働く人も「労働者」として扱う州法が2020年1月に施行。企業に最低賃金の保障など義務付ける

フランス プラットフォーマーに、労災保険や職業訓練費を負担する義務を課す法律が16年に成立。団体交渉権も保障

**英國** 労働裁判所が16年、ウーバーに対して、ライドシェア運転手との雇用関係を認め  
る判決



# 働き方改革の死角

巨大IT企業が提供するサービス基盤を利用する働き手や、商売を行う人たちをどう守るのか。立場の弱い出品者など取引先を守るために法規制を具体化させ始めた各国に対し、日本では、働き手の保護に向けた議論は後手に回っている。（岸本拓也）

二  
面參照

## 巨大一下に「個」苦戦

に向けた日本の取り組みは  
海外に比べて鈍い。

決まっていない

独占禁止法の観点から  
巨大IT企業の規制に向け

フランスでギグワーカーにも団体交渉権を認める

大説説文好、ていい  
公正取引委員会（公取）

## 米、仏では法規制

に向けた日本の取り組みは海外に比べて鈍い。フランスでギグワーカーにも団体交渉権を認める法律が成立したのに続き、ウーバー本社のある米カリフォルニア州でも来年一月から「労働者」として扱い、最低賃金の保障や、事故時の保険対応をＩＴ企業側に求める州法が施行されると指摘した。楽天出店者がつくる楽天ユニオンは、決まっていない。独占禁止法の観点からは巨大ＩＴ企業の規制に向かた議論が始まっている。公正取引委員会（公取委）が十月に公表した報告書では、一方的な規約変更や、手数料の引き上げは独禁法が禁じる「優越的地位の乱用」に当たる恐れがあると指摘した。楽天出店者は

日本でも厚生労働省の検討会で、フリーランスの保護について議論を始めた。

を求めている。

どんな報酬や条件で仕事を発注するか、契約時のルール明確化などについて議論を重ねているが、結論を出す時期や規制の方向性すら

政府は、契約変更などの際に取引先への情報開示を義務付けることなどを盛り込んだ法案も来年の通常国会に提出、規制強化へと動

卷之三

プラットフォーマー ネット

「上で販売者やサービス提供者・消費者・利用者を結び付ける（プラットフォーム）」の役にす企業。検索や通販など、何か調べ物をしたり、商品を購入サービスを開発し、利用手数料で収益をあげる。米グーグル・アマゾン・コム、日本では楽天などが該当。

ただ、優越的地位の乱用をどう定義するかや、アフガンなど多国籍企業に日本の規制がどこまで及ぶかなど実効性には課題が山積している。出店者が巨大ＴＴと対等な立場で取引できることは不明な点が多い。